

生駒市条例第41号

子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第94号）附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32の条例で定める時間は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間とする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	4時間
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	5時間

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。